スマホで便利に!「eL-QR（地方税統一QRコード）」で支払える公金の種類が広がりました

八重瀬町では、町民の皆様の利便性向上のため、納付書に印字されている「eL-QR（地方税統一QRコード）」を利用してお支払いできる公金（税目・各種料金）の種類を拡大しました。

スマホアプリでカンタン決済　**24時間いつでも自宅から納付**　**窓口や金融機関への来店不要**

eL-QRで納付できる税目・各種料金

区分	対象となる税目・各種料金
これまで納付可能な税目	・固定資産税　・町県民税（普通徴収） ・軽自動車税　・国民健康保険税
9月24日以降発行の納付書より納付可能な各種料金	**・後期高齢者医療保険料　・こども園給食費** **・保育所保育料　・通学バス使用料** **・学校給食費**

⚠ご利用にあたっての注意点

- **領収書は発行されません:** 領収書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストア、役場などの窓口でお支払いください。
- **クレジットカード払いについて:** クレジットカード決済をご利用の場合、納付額に応じたシステム利用料が別途かかります（利用者負担）。

納付方法・詳細について

納付書の「eL-QR」を対応するスマートフォン決済アプリで読み取るか、パソコン・スマホから「eLお支払いサイト」にアクセスしてお支払いください。

☎ お問い合わせ（各種料金担当課）

固定資産税・軽自動車税・町県民税について	税務課	☎098-998-2700
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について	健康保険課	☎098-998-2210
保育所保育料・こども園給食費について	児童家庭課	☎098-998-7163
学校給食費・通学バス使用料について	学校教育課	☎098-998-7571

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

広告欄

一般皮膚専門は... 八重瀬クリニック・豊見城クリニック
☑ホクロ切除 ☑皮膚腫瘍 ☑アトピー性皮膚炎
☑ワキ・手汗 ☑水虫 ☑乳児湿疹
☑手荒れ ☑虫刺され ☑ニキビ
☑ホクロドック ☑各種イボ ☑じんま疹
☑各種ワクチン ☑アレルギー検査
☑脱毛症 ☑帯状疱疹・ヘルペスなど

美容皮膚専門は... 沖縄美容クリニック
☑ニキビ跡 ☑シワ
☑医療脱毛 ☑たるみ
☑シミ取り ☑赤ら顔
☑肝斑 ☑ピアス
☑巻き爪 ☑毛穴・美白
☑美容点滴 ☑そばかす などのお悩みに
Okinawa Beauty Clinic

沖縄皮膚科医院
八重瀬クリニック・沖縄美容クリニック098-851-8066
豊見城クリニック・沖縄美容クリニック098-996-1989
一般皮膚科 小児皮膚科 アレルギー科 美容皮膚科 形成外科
10:00-14:00 受付時間 9:45-13:00
16:00-19:30 受付時間 15:45-18:30
月 火 水 木 金 土 日祝
ご予約の方は13:30、19:00までの受付。
▲：毎月第1第2土曜は完全予約のみ(18:00まで)、祝日の場合は休み。
okinawa-hifu.com @OKINAWA.HIFU

知ろう・防ごう　障害者虐待 ～障害者虐待防止法について～

「障害者虐待防止法」の目的は、虐待を防止することによって障害者の権利及び利益を守ることです。障害者の安定した生活や社会参加を助け「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」とされています。

障害者虐待の行為は主に5種類に分けられます

①身体的虐待：暴行（殴る・蹴るなど）を加える、正当な理由なく部屋に閉じ込めるなどの状態にするなど
②性的虐待：キスする・裸にするなどのわいせつな行為やわいせつな言葉を発するなどしたりさせたりするなど
③心理的虐待：暴言（怒鳴る・ののしるなど）や話かけられても無視するなど精神的苦痛を与えることなど
④放棄・放任（ネグレクト）：食事や入浴など身の回りの世話や介助をしない、必要なサービスを受けさせないなど
⑤経済的虐待：生活に必要な金銭を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を解約するなど

～障害のある方々を周囲や地域でみまもりましょう～

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は担当窓口に通報することが義務付けられています。通報や届け出た人の個人情報は守られます（匿名での通報も可能です）。小さな兆候を見逃さず、早期発見することが重要です。

通報及び相談は下記までお願いいたします。

《 お問い合わせ 》
社会福祉課 ☎098-998-9598

多様な個性が輝く社会へ ～一つひとつの違いを大切にしたい～



わたしたちの住むまちには様々な人が暮らしています。子ども、高齢者、外国の方や障害のある方などみんな違いはありますが誰もが同じように学び、働き、暮らす権利をもっています。人格と個性を尊重して支えあう「共生社会」を実現するためには障害を理由とした差別をなくすことが欠かせません。

そのために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が定められ、共生できる社会を作ることを目的としています。



＜障害を理由とした差別とは･･･＞

①不当な差別的取り扱い
正当な理由もなく、障害があるということでサービスなどの提供を拒否・制限することや障害のない人にはない条件をつけたりすることです。



②合理的配慮の不提供
障害のある人から何らかの配慮を求める意思表明があったのにもかかわらず「社会的障壁」を取り除くための必要かつ合理的な配慮をしないことです。
（例）道路の段差、難しい漢字や内容の書類など

誰もが暮らしやすい豊かなまちをつくっていきましょう。
詳しくは「内閣府 障害者差別解消法 リーフレット」をご覧ください。

《 お問い合わせ｜社会福祉課｜☎098-998-9598 》